

市民税・都民税（個人住民税） 税額決定通知書の見方

年度 市民税・都民税 税額決定 通知書

※この通知は再交付できません

紛失した場合で所得金額等を証明する必要がある場合は課税証明書をお取りください。

④【年税額】

1年間に納める市民税・都民税の合計額と、その徴収方法別の内訳金額

③【整理番号】

お問い合わせの際に、この番号をお伺いすることがあります。

①この通知により、新たに納付が発生した税額を記載しています。

●普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額

期別	変更前	今回通知	充当額	納付済額	この通知で納付する税額
第1期	円	円	円	円	円
第2期	円	円	円	円	円
第3期	円	円	円	円	円
第4期	円	円	円	円	円
随期	円	円	円	円	円

●公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

徴収月	特別徴収税額(変更前)	特別徴収税額(今回通知)
1	円	円
2	円	円
3	円	円
4	円	円
5	円	円
6	円	円
7	円	円
8	円	円
9	円	円
10	円	円
11	円	円
12	円	円

⑤【仮特別徴収税額】※年金からの特別徴収があるかのみ表示しています。翌年度の市民税・都民税として、本年度の年金に係る年税額の1/6の金額を翌年4・6・8月に受け取る金額から差し引いて納めていただきます。

⑥【税額控除前所得割額】

所得の種類ごとの課税標準額に税率を乗じて、市民税・都民税額の所得割額を算出しています。税率は納税通知書の裏面「2-ウラ・4-ウラ」に記載しています。

1月1日(賦課期日)住所地・所在地	年税額	期別	納期限	通知税額	この通知で納付する税額
給与からの特別徴収税額	円	第1期		円	円
公的年金からの特別徴収税額	円	第2期		円	円
普通徴収税額	円	第3期		円	円
変更前年税額	円	第4期		円	円
口座振替登録内容	円	随期		円	円
金融機関名・名義					

★整理番号 ③ 通知書番号

⑧納付方法が口座振替のかのみ表示しています

課税計算明細書1(所得金額等・所得控除額)

所得種別	変更前	今回通知
所得種別(給与収入額)	円	円
(年金収入額)	円	円
営業等・農業	円	円
不動産	円	円
配当	円	円
雑所得(年金・その他)	円	円
譲渡・一時	円	円
所得金額⑦	円	円
繰越損失額	円	円
⑧	円	円

所得種別	変更前	今回通知
雑損・医療	円	円
社保・小規模	円	円
生命保険料	円	円
地震保険料	円	円
雑・葬・ひ・勤	円	円
配偶者	円	円
控除額	円	円
所得金額⑧	円	円
⑨	円	円
⑩	円	円

課税計算明細書2(税額の計算)

課税される金額	課税標準額	税率	税額
分離短期	一般		円
譲渡	軽減		円
分離長期	一般		円
譲渡	優良住宅地等(特定)		円
株式	一般株式等		円
譲渡	上場株式等		円
上場株式等の配当等(分離課税)			円
先物取引			円
山林・退職			円

税額の計算	市民税	都民税
税額控除前所得割額⑪	円	円
調整控除額⑫	円	円
税額控除額⑬	円	円
配当割額(株式等譲渡所得割額)⑭	円	円
所得割額⑮	円	円
均等割額⑯	円	円
合計年税額⑰	円	円
給与からの特別徴収税額⑱	円	円
公的年金からの特別徴収税額⑲	円	円
普通徴収税額⑳	円	円
所得割額より控除できなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額㉑	円	円

⑪住民税の算定には、所得金額を用います。給与と公的年金等は、決められた計算に基づいて収入金額から所得金額を算出しています。年金所得は雑所得に含まれます。

⑫【総所得金額】
総合課税分の所得の合計金額(繰越控除後)です。
★合計所得金額について
所得の種類が総合課税分のみかたで繰越損失のないかたは、合計所得金額=⑧総所得金額
※合計所得金額は、損益通算後・損失の繰越控除前の金額です。
※⑩に記載のあるかたは、分離課税分の所得や繰越損失があるため合計所得金額=⑧総所得金額ではない場合があります。

⑬【配偶者・扶養・障害者・寡婦・ひとり親等の控除】
該当する場合は「*」印または人数が記載されています。

⑭課税内容に応じて変更事由が記載されている場合があります。

⑮分離課税分の所得(千円未満切捨)

⑯総所得金額から所得控除合計を差し引いた金額です。分離課税分の所得は含まれません(千円未満切捨)

⑰こちらに徴収月が記載されている場合は、すでに今年度給与からの特別徴収により徴収された税額があることを示しています。特別徴収の年度は6月から翌年5月までの12か月です。

⑱【寄附金税額控除・住宅借入金等特別税額控除】
税額から控除されている場合、こちらに印字されます。
★よくある質問：ふるさと納税をしたのに控除されていない
・確定申告をして、ワンストップ特例制度の適用除外となった
・確定申告の際に二表の住民税欄に記載漏れがあった
上記の様なケースがよく見受けられます。

⑲【所得割額より控除できなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額】
この金額から⑰「合計年税額」を差し引き、残額があるかたは、後日還付されます。

⑳【合計年税額】
= 税額控除前所得割額 - 調整控除額 - 税額控除額 - 配当割額・株式譲渡所得割額 + 均等割額